

津軽広域水道企業団 西北事業部
料金検討審議会 第5回資料

津軽広域水道企業団 西北事業部 水道料金及び水道ビジョン改定の 審議経過について

令和7年9月30日

(1) 西北事業部の経営の現状と課題

①経営の現状

- 給水人口・有収水量の減少、受水への切り替えによる減価償却費と受水費の増加等により、令和3年度以降は経常赤字が続いています。

②経営課題

- 以下の6点が今後の経営課題となっています。

A.給水人口・有収水量の減少

B.管路の老朽化

C.物価上昇

D.職員高齢化と技術等の継承

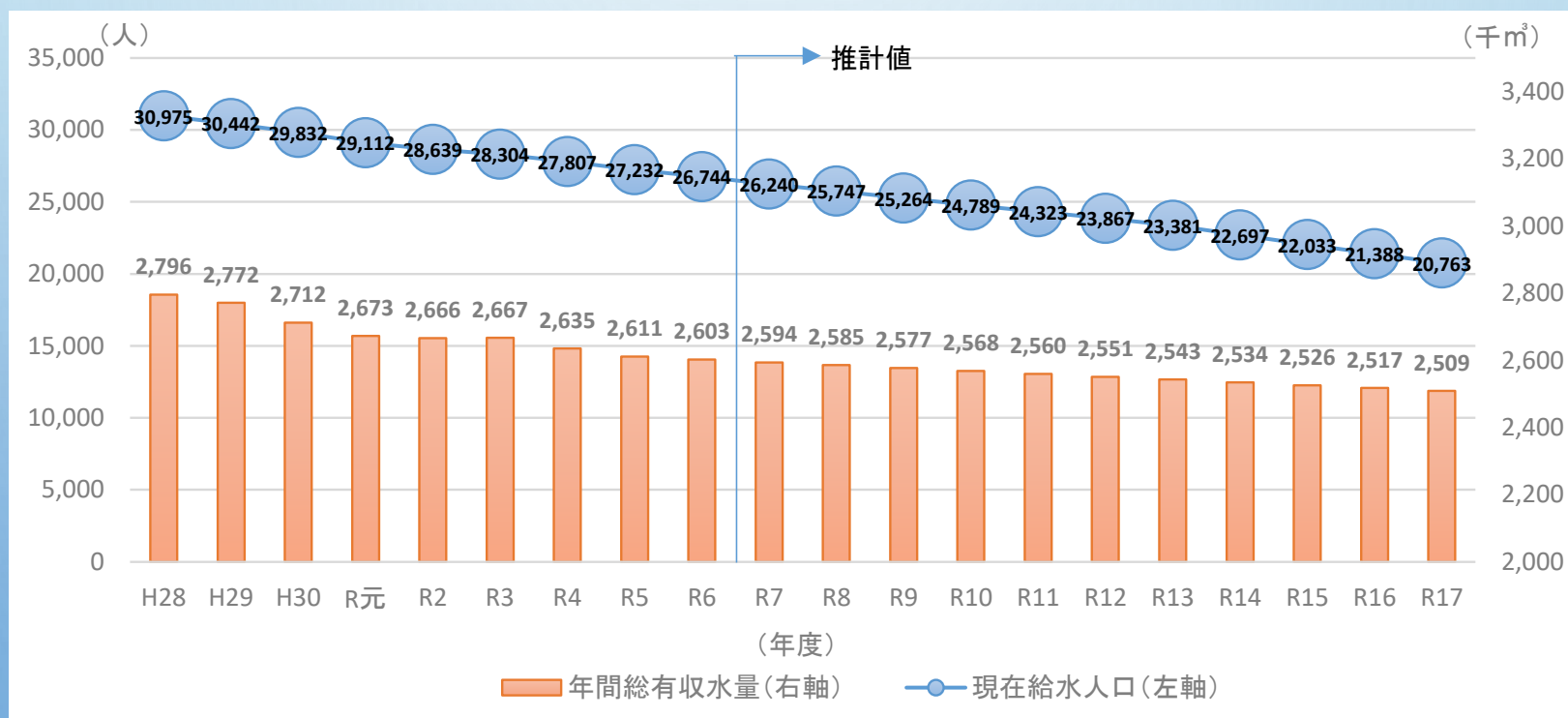
E.企業債償還負担の上昇

F.高い給水原価

(2) 西北事業部の財政推計結果

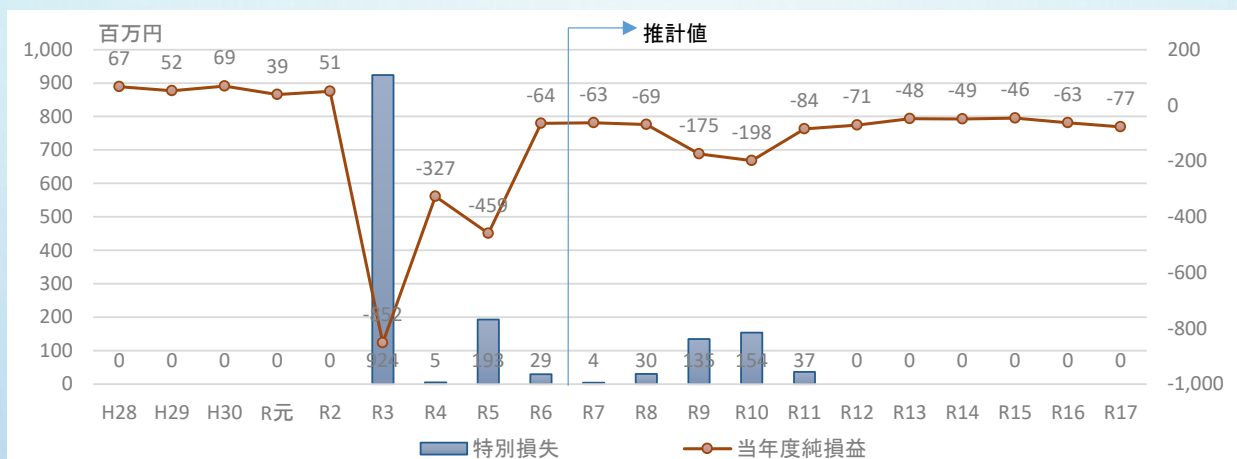
①給水人口、有収水量

- 給水人口は令和12年度には23,867人(令和4年度経営戦略改定時では24,340人)、年間総有収水量は2,551千 m^3 (同2,631人千 m^3)と減少ペースが若干早くなっています。



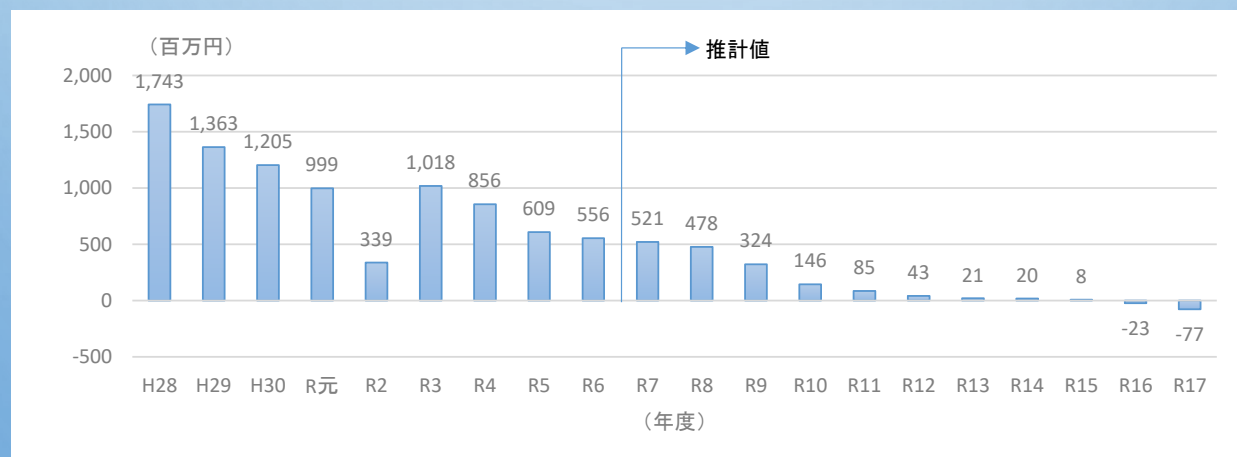
②当年度純損益

- 料金改定を実施しない場合、当年度純損益は赤字が続く見込みです。



③現預金残高

- 料金改定を実施しない場合、現預金残高は、令和16年度にはマイナスとなる見込みです。



(3) 料金改定水準（案）

- 料金改定水準については、3つの改定水準の案をご提示しました。

	平均 改定率	令和12年度 料金収入	当期純利益 黒字化年度	令和12年度末 現預金残高	当期純利益の 赤字化年度
現行	—	763百万円	黒字転換せず	97百万円	—
改定案A	26.1%	960百万円	令和11年度	988百万円	令和27年度
改定案B	23.0%	936百万円	令和11年度	880百万円	令和27年度
改定案C	19.8%	912百万円	令和11年度	771百万円	令和18年度

- 改定水準については、長期的に継続できる(短期的な改定を避ける)水準であることが望ましい、というご意見をいただきました。
- 改定水準案AとB両方で、高齢者世帯等の少量利用者への配慮を踏まえた料金体系を提示してもらい、比較検討したい、というご意見をいただきました。

(4) 料金体系 (案)

- 料金体系については、下記(次ページ参照)の3つの料金体系の案をご提示しました。

①一律改定案:

- 全ての用途で改定水準案A及びBの平均改定率を乗じる(端数は調整)。

②少量利用者に配慮した改定案:

- 改定水準案Aの場合、一般用の基本料金は改定水準案Bの一律改定案の額に抑える。不足分は一般用の超過料金を上げて回収する。

③参考:持続的経営確保のために望まれる料金体系:

- 一律改定案から超過料金単価を10円低くした場合に、同じ料金収入を得るために必要な基本料金を設定する。

料金体系(案)の一覧表

基本料金

用途	改定水準 (案)	料金体系 (案)			
		現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案
一般用	A案(26.1%)	1,870	2,360	2,300	2,447
	B案(23.0%)	〃	2,300	2,240	2,387
団体用	A案(26.1%)	2,330	2,940	2,940	3,269
	B案(23.0%)	〃	2,870	2,870	3,199
工業用	A案(26.1%)	16,060	20,260	20,260	24,987
	B案(23.0%)	〃	19,750	19,750	24,477
営業用	A案(26.1%)	2,230	2,820	2,820	3,192
	B案(23.0%)	〃	2,750	2,750	3,122
浴場用	A案(26.1%)	11,600	11,600	11,600	11,600
	B案(23.0%)	〃	11,600	11,600	11,600

超過料金

用途	改定水準 (案)	料金体系 (案)			
		現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案
一般用	A案(26.1%)	270	350	357	340
	B案(23.0%)	〃	340	347	330
団体用	A案(26.1%)	330	420	420	410
	B案(23.0%)	〃	410	410	400
工業用	A案(26.1%)	270	350	350	340
	B案(23.0%)	〃	340	340	330
営業用	A案(26.1%)	310	400	400	390
	B案(23.0%)	〃	390	390	380
浴場用	A案(26.1%)	150	150	150	150
	B案(23.0%)	〃	150	150	150
プール用	A案(26.1%)	320	410	410	410
	B案(23.0%)	〃	400	400	400
臨時用	A案(26.1%)	380	480	480	480
	B案(23.0%)	〃	470	470	470

浴場用は、公衆浴場の料金を考慮して改定対象外としている。

- 次の料金改定までの期間に大差がないのであれば改定水準はB案、料金体系案は①一律改定案で少量利用者も何とか許容範囲ではないか、というご意見をいただき、「改定水準はB案、料金体系は①一律改定案」と結審しました。

(5) 料金改定 (案)

- 現行料金及び料金改定案は、下表のとおりです。

用途	基本水量 (m ³)		基本料金 (円:月当たり)		超過料金 (円:1m ³ 当たり)	
	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
一般用	8	8	1,870	2,300	270	340
団体用	10	10	2,330	2,870	330	410
工業用	100	100	160,60	19,750	270	340
営業用	10	10	2,230	2,750	310	390
浴場用	100	100	11,600	11,600	150	150
プール用	—	—	—	—	320	400
臨時用	—	—	—	—	380	470

(6) 水道ビジョン改定案の検討

- 国の新水道ビジョンにおける水道の理想像に変更はなく、人口・水量の減少や管路の老朽化など基本的な経営課題も継続しています。
- そのため、現行の水道事業ビジョンにおける根幹となる基本理念・基本方針については、維持していく方向です。ただし、前述した受水転換後の経営課題の対応のため、下記の基本施策や具体的な取組の一部を変更する方向として、ご説明をしてきました。

I-(1)-①受水転換後の更新計画の策定:

I-(3)-④交付金・繰入金等の確保:

I-(4)-②W-PPPを見据えた幅広い官民連携の検討:

Ⅲ-(1)-①&②基幹&末端管路の更新:

Ⅲ-(2)-①既存配水池の耐震化:

Ⅲ-(4)-①近隣事業体等との連携:

- 本日は、水道ビジョン改定案(資料2を参照)をご説明させていただき、ご審議をいただく予定です。